

## 随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 田尻漁港海岸 田尻川排水機場電気設備改良工事

田尻川排水機場は、田尻町域の排水施設として、高潮および津波来襲時に水門を閉鎖することによる内水の浸水を防止するため強制的に排水を行うことにより、当該町域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本工事は、現在実施している 2 号排水ポンプを更新する機械設備工事に伴い必要となるものであり、既設監視制御設備、運転操作設備の機能増設を行うものです。工事の実施に当たっては、当該排水機場の既設監視制御システム等の特殊な構造や制御回路を熟知していることは勿論、万一の故障発生や非常時にも迅速に対処できる体制や能力に加えて、これまで積み重ねてきた当該排水機場の監視制御設備に係るノウハウ（データに基づく管理等）を有していることなど特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行った株式会社明電舎関西支社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社明電舎関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。